

IV 農作物の部

この部には、農作物の生産に関する統計を収録した。ここに収録した統計は、「作物統計調査」の結果である。

本調査は、作物の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率や生産数量目標の達成に向けた各種施策の推進、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく需給見通し等の策定、農業災害補償法に基づく共済事業の適正な運営などの農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

各作物の調査の概要については、以下のとおりである。

1 水稻

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

調査の範囲は、全国の区域である。

イ 調査の対象

調査の対象は、作況標本筆、作況基準筆、被害調査筆及び水稻が栽培されている土地である。

なお、近畿における調査客体数は以下のとおり。

(ア) 作付面積調査

標本単位区：3,060単位区

巡回・見積り：198市町村

(イ) 収穫量調査

作況標本筆：840筆、基準筆：79筆

巡回・見積り：198市町村

(2) 調査期日

作付面積調査は7月15日現在、収穫量調査は収穫期である。

(3) 調査方法

ア 作付面積

標本単位区に対する職員及び統計調査員による実測調査並びに職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。

イ 収穫量調査

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する職員による実測調査並びに作況基準筆結果に基づく巡回・見積りにより行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積（子実用）とは、生産を目的として、は種又は植付けし、発芽又は定着した利用面積をいい、青刈り用（飼肥料用等）の面積を除いた面積である。

イ 10a当たり収量とは、実際に収穫された（農家が収穫を放棄した場合は除く。）10a当たりの収穫量をいう。

ウ 収穫量とは、実際に収穫されたもののうち一

定の基準（農産物規格規程三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別されたもの。）以上のものの量をいう。

エ 被害面積とは、農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合にとれうると見込まれる収量から減収した面積をいう。

オ 被害量とは、農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合にとれうると見込まれる収量より減収した量をいう。

2 陸稲、麦類、豆類、かんしょ、なたね、そば、飼料作物

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

調査の範囲は、全国の区域である。ただし、小豆収穫量については、全国の作付面積のおおむね80%を占めるまでの都道府県である。

イ 調査の対象

作付面積調査は、調査対象品目の取り扱いを行っているすべての農業協同組合等の集出荷団体等（以下「関係団体」という。）である。

収穫量調査は、関係団体及び2010年世界農業センサスにおいて当該作物を販売目的で作付けした農林業経営体から無作為に抽出した経営体（以下「標本経営体」という。）である。

なお、近畿における収穫量調査の調査客体数は以下のとおり。

(ア) 陸稲

巡回・情報収集：198市町村

(イ) 麦類

関係団体：39、標本経営体：140

巡回・情報収集：198市町村

(ウ) 大豆

関係団体：53、標本経営体：816

巡回・情報収集：198市町村

(エ) 小豆

関係団体：19、標本経営体：533

巡回・情報収集：86市町村

(オ) かんしょ

関係団体：14、標本経営体：288

巡回・情報収集：198市町村

(カ) なたね

関係団体：12、標本経営体：111

巡回・情報収集：198市町村

(キ) そば

関係団体：31、標本経営体：92

巡回・情報収集：198市町村

(ク) 飼料作物

関係団体：3、標本経営体：359

巡回・情報収集：198市町村

(2) 調査期日

調査期日は、収穫期（刈取り、堀取りした時期）である。

(3) 調査方法

ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。

イ 収穫量調査

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・情報収集により行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積とは、は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が生育している面積をいう。なお、陸稲、麦類、豆類は子実用途として生産されたもの（飼肥料用に青刈りされたもの及びえだまめ、さやいんげん等未成熟で収穫されるものを除く。）をいう。

イ 10a 当たり収量とは、実際に収穫された（農家が収穫を放棄した場合は除く。）10a 当たりの収穫量をいう。

ウ 収穫量とは、収穫・収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、麦の基準は、上麦（農産物検査法第11条に基づく農産物規格2等以上に加え、同検査規格規程における規格外のうち、一定以上の品質を有する「規格外A」相当に該当するまで唐み等で選別したもの。）とし、大豆の基準は、上粒（農産物検査法第11条に基づく農産物検査規格の検査規格品に該当するよう唐み等で選別したもの。）とする。

3 野菜

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

本調査は3年周期で全国調査を実施し、平成23年については、調査品目ごとに全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県等を調査対象（主産県）として調査を実施した。

なお、平成22年産については、全国の都道府県を対象としている。

イ 調査の対象

調査対象品目の取り扱いを行っているすべての関係団体及び標本経営体である。

野菜の調査品目は、春だいこん、夏だいこん、秋冬だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、ごぼう、れんこん、春植えばれいしょ、秋植えばれいしょ、秋冬さといも、春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、春はくさい、

夏はくさい、秋冬はくさい、ちんげんさい、ほうれんそう、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、にら、たまねぎ、にんにく、冬春きゅうり、夏秋きゅうり、かぼちゃ、冬春なす、夏秋なす、冬春トマト、夏秋トマト、冬春ピーマン、夏秋ピーマン、スイートコーン、かぶ、やまのいも、こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、そらまめ、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、ふき、みつば、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、春レタス、夏秋レタス、冬レタス、しょうが、いちご、メロン、すいか、みずなどである。

なお、近畿における調査客体数は以下のとおり。

(7) 春植えばれいしょ

関係団体：17、標本経営体：565

巡回・情報収集：198市町村

(イ) 冬春・春・夏秋等

関係団体：109、標本経営体：1,735

巡回・情報収集：198市町村

(ウ) 秋冬等・年間計

関係団体：113、標本経営体：1,776

巡回・情報収集：198市町村

(2) 調査期日

調査期日は、収穫・出荷終了時である。

なお、この調査の季節区分及び年産区分の主な収穫・出荷期間は次のとおりである。

品 目	季 節 区 分
春だいこん	4月～6月
夏だいこん	7月～9月
秋冬だいこん	10月～翌年3月
春夏にんじん	4月～7月
秋にんじん	8月～10月
冬にんじん	11月～翌年3月
春植えばれいしょ	4月～8月頃
秋植えばれいしょ	11月～翌年3月頃
秋冬さといも	6月～翌年3月
春はくさい	4月～6月
夏はくさい	7月～9月
秋冬はくさい	10月～翌年3月
春キャベツ	4月～6月
夏秋キャベツ	7月～10月
冬キャベツ	11月～翌年3月
春ねぎ	4月～6月
夏ねぎ	7月～9月
秋冬ねぎ	10月～翌年3月
冬春きゅうり	前年12月～6月
夏秋きゅうり	7月～11月
冬春なす	前年12月～6月
夏秋なす	7月～11月
冬春トマト	前年12月～6月
夏秋トマト	7月～11月
冬春ピーマン	前年11月～5月
夏秋ピーマン	6月～10月

春レタス	4月～5月
夏秋レタス	6月～10月
冬レタス	11月～翌年3月

品 目	年 産 区 分
かぶ、さやえんどう	前年9月～8月
いちご	前年10月～9月
ピーマン	前年11月～10月
きゅうり、なす、トマト	前年12月～11月
こまつな、えだまめ、しゅんぎく、ちんげんさい、にら、にんにく、かぼちゃ、スイートコーン、そらまめ、ふき、みつば、さやいんげん、セルリー、アスパラガス、メロン、すいか、みずな	1月～12月
だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、やまのいも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、れんこん、しょうが、レタス	4月～翌年3月

(3) 調査方法

ア 作付面積

関係団体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・見積により行った。

イ 収穫量及び出荷量

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・情報収集により行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積とは、は種又は植付けし、発芽又は定着したものの利用面積をいう。

イ 収穫量とは、収穫したもののうち、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

ウ 出荷量とは、収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量をいう。

4 果樹

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

平成21年産（5年周期の全国調査年）の全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県である。

イ 調査の対象

調査対象品目の取り扱いを行っているすべて

の関係団体及び標本経営体である。

なお、近畿における調査客体数は以下のとおり。

- (ア) 日本なし
関係団体：10、標本経営体：120
巡回・情報収集：86市町村
- (イ) うめ
関係団体：15、標本経営体：270
巡回・情報収集：69市町村
- (ロ) もも
関係団体：13、標本経営体：56
巡回・情報収集：30市町村
- (エ) ぶどう
関係団体：11、標本経営体：80
巡回・情報収集：62市町村
- (オ) かき
関係団体：27、標本経営体：142
巡回・情報収集：69市町村
- (カ) くり
関係団体：12、標本経営体：87
巡回・情報収集：84市町村
- (キ) みかん
関係団体：94、標本経営体：364
巡回・情報収集：114市町村
- (ク) キウイフルーツ
関係団体：9、標本経営体：40
巡回・情報収集：30市町村
- (ケ) びわ
関係団体：7、標本経営体：80
巡回・情報収集：71市町村
- (コ) すもも
関係団体：9、標本経営体：40
巡回・情報収集：30市町村

(2) 調査期日

調査期日は、収穫・出荷終了時である。

(3) 調査方法

ア 結果樹面積

関係団体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。

イ 収穫量及び出荷量

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・情報収集により行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア 結果樹面積とは、生産者が当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積をいう。

イ 収穫量とは、収穫したもののうち、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

ウ 出荷量とは、収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等の量を差し引いた重量をいう。

5 花き

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

本調査は3年周期で全国調査を実施し、平成23年については、調査品目ごとに全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査対象（主産県）として調査を実施した。

なお、平成22年産については、全国の都道府県を対象としている。

イ 調査の対象

調査の対象は、平成18年度青果物・花き集出荷機構調査における花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体等及び2010年世界農林業センサスにおける花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家等である。

なお、近畿における調査対象数は以下のとおり。

集出荷団体等：53

個人出荷農家等：112

情報収集：179市町村

(2) 調査期日

調査期日は、収穫・出荷の終了した2月末日である。

(3) 調査方法

集出荷団体等及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査及び職員による情報収集により行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積とは、販売を目的として、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの及び公園などで観賞用に植え付けられていたものの面積は除いた。

イ 収穫面積とは、球根類及び鉢もの類については、作付面積のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除いた。

6 茶

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

一番茶期の範囲は、生葉収穫量の多い上位3県に畑作物共済事業（茶共済）を実施している府県のうち、半相殺方式を採用している府県である。

年間計調査は、5年周期で全国調査を実施しており、本年産は主産県（全国の荒茶生産量（平成21年産）のおおむね80%を占めるまでの上位県等）を対象に調査を実施した。

イ 調査の対象

調査の対象は、標本として抽出した荒茶工場である。

なお、近畿における調査客体数は以下のとおり。

(ア) 一番茶期調査

標本工場：112工場

巡回・情報収集：65市町村

(イ) 年間計調査

標本工場：157工場

巡回・情報収集：84市町村

(2) 調査期日

一番茶期調査は一番茶期（4～6月）、年間計調査は12月1日現在である。

(3) 調査方法

標本荒茶工場に対する往復郵送調査及び職員による巡回・情報収集により行った。

(4) 定義及び用語の解説

ア おおい茶とは、玉露、かぶせ茶及びてん茶の合計である。

なお、おおい茶については、近年増加している20日前後の直接被覆による栽培方法の扱いが明確化するまでの間、暫定的におおい茶として一括して表章することとした。

イ 普通せん茶とは、各茶期に、自然光下で栽培した茶樹の新芽を摘採し、その生葉を蒸熱、揉み操作、乾燥して製造した荒茶をいう。

ウ 番茶とは、硬くなった新芽（葉）や冬茶期後に整枝の目的で刈り取った茶葉を原料に、蒸熱、揉み操作、乾燥させ製造した荒茶をいい、番茶を強火で焙じ、焦香をつけたほうじ茶を含む。

7 市町村別データ利用上の注意

(1) 市町村別データは、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」は都道府県値を求めするために設計されている。

(2) 市町村間の出作・入作を考慮していない（属地統計）。

(3) 数値については、四捨五入しており、府県計値と市町村別の内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 平成19年産以降、豆類（小豆）、かんしょ、飼料作物、野菜（指定野菜・指定産地を除く）、果樹、花き、工芸農作物（茶）の市町村別データは作成していない。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9650